

1 無線局開局申請手続き

特定船舶局を開局するには、携帯型無線局(5W)は第三級海上特殊無線技士以上、据置型無線局(25W)は第二級海上特殊無線技士以上の無線従事者免許の取得、電波法による無線局の開局申請が必要です。なお、本製品は技術基準適合証明を取得していますので、簡易な免許手続きで無線局の免許を取得することができます。

① 郵送で申請する場合

無線局免許申請に必要な書類に必要な事項を記入し、所定額の国の収入印紙を貼り付けのうえ、当該船舶の主たる停泊港を管轄している総合通信局に提出してください。

△ ご注意

- 都道府県などの地方自治体発行の証書は認められません。国の収入印紙は郵便局・法務局などで購入してください。また、**収入印紙には割印や消印をしないでください。**
- 宛先に「国際VHF無線局の申請担当」と併記してください。
- 無線局免許状等の返信用封筒(角2サイズ、切手貼り付け)に返信先を記載し、必ず同封してください。

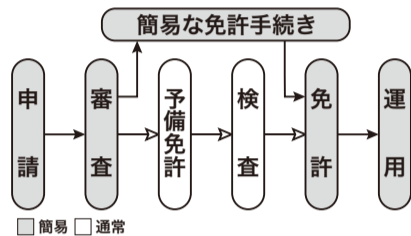
② 電子申請する場合

総務省の電波利用ホームページを参考にしてください。

<https://www.tele.soumu.go.jp>

申請書及び添付書類の提出部数

- 無線局免許申請書(正:1部)
- 無線局事項所及び工事設計書(正・写し:各1部)
- 無線従事者選任届(正・写し:各1部)
- 船舶検査証書または船舶国籍証書(写し:1部)
- 返信用封筒(角2サイズ、切手貼り付け:1枚)



- 書類に不備がなく、全ての審査に合格すると「無線局免許状」と申請の際に提出した写しが送られてきます。(写しは**定期検査や再申請時に必要**となりますので、船舶に保管してください)
- 不備があった場合、管轄の総合通信局より連絡があります。指示に従ってください。
- 「無線局免許状」は国際VHF機器のある見やすい所に掲示してください。

△ ご注意

- 無線局免許を受けずに国際VHFを運用した場合、1年以下の懲役、または100万円以下の罰金に処せられます。

【申請書送付先】

管轄区域	宛先	電話番号	住所
北海道	北海道総合通信局	011-709-2311	〒060-8795 北海道札幌市北区北8条2-1-1 札幌第1合同庁舎
青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島	東北総合通信局	022-221-0659	〒980-8795 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎
茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨	関東総合通信局	03-6238-1747	〒102-8795 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎22階
新潟・長野	信越総合通信局	026-234-9982	〒380-8795 長野県長野市旭町1108 長野第一合同庁舎
富山・石川・福井	北陸総合通信局	076-233-4451	〒920-8795 石川県金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎
岐阜・静岡・愛知・三重	東海総合通信局	052-971-9180	〒461-8795 愛知県名古屋市中区東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館
滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山	近畿総合通信局	06-6942-8541	〒540-8795 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館4階
鳥取・島根・岡山・広島・山口	中国総合通信局	082-222-3345	〒730-8795 広島県広島市中区東白島町19-36
徳島・香川・愛媛・高知	四国総合通信局	089-936-5021	〒790-8795 愛媛県松山市味酒町2-14-4
福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島	九州総合通信局	096-326-7838	〒860-8795 熊本県熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎
沖縄	沖縄総合通信事務所	098-865-2305	〒900-8795 沖縄県那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋 B-5F

2 申請時の注意点

申請を行う際は以下の点にご確認ください。

- 本手続きは、国際VHFのみで特定船舶局を新規開局する際の手引きとなっています。既に無線局をお持ちの方は手続きが異なりますので、ご注意ください。
- 25W据置(固定)型と5W携帯型無線機の両方を申請する場合は、両方にチェックを入れて、必要事項を記入してください。
- 5W携帯型無線機を2台以上設置する場合は、「無線局事項書及び工事設計書」の「工事設計書」に無線機の台数分記入してください。同一機種の場合でも製造番号はそれぞれ記入してください。
- 船舶の所有者と無線局免許人が異なる場合は、別途、「運行確約書」が必要になります。
- 代理人申請の場合は、申請者(無線局の免許人)から「委任状」が必要となります。
- 申請に関するご不明点は、管轄の地方総合局の無線通信部航空海上課(沖縄総合通信事務所の場合は無線通信課)にお問い合わせください。

3 海上特殊無線技士の資格取得について

海上特殊無線技士の無線従事者資格を取得する方法は2通りあります。

- 国家試験を受験する
- 養成課程を受講する

※第三級海上特殊無線技士の資格保有者は、1日の養成講習で第二級海上特殊無線技士に移行できます。

① 無線従事者国家試験

- 日本全国の会場で受験いただけます。詳しくは公益財団法人 日本無線協会のホームページをご覧ください。(https://www.nichimu.or.jp)

② 無線従事者養成課程(不定期)

- 公益財団法人 日本無線協会が年数回の公募により実施しているほか、マリーナ・各種団体が適宜募って実施しています。

※講習期間は、取得する資格によって異なります。(3級:1日、2級:2日)

4 運用上の注意

1. 運用ルールを守りましょう。

- 国際VHFは、海上における航行の安全のために使う無線通信システムです。いざというときに人命を守る大切なシステムですので、ルールを守って正しく運用しましょう。
- 航行中は、呼出用のチャンネルであるch16とch77を聴守しましょう。特にch16は、遭難・緊急時の通信や海上保安庁から無線放送される海上安全情報などが入ることがあります。
- 遭難通信などの例外を除き、無線局免許状に記載された通信の相手方、通信事項、運用する船舶及び周波数などを守りましょう。

△ **ご注意** 私用通信により遭難等の通信を妨害した場合、懲役1年以上に処せられる場合があります。

2. 25W据置(固定)型無線局の定期検査は5年ごと

25W据置型は5年ごとの定期検査が必要です。検査の年度に地方総合通信局から通知が届きますので、それに従って検査を受けてください。(検査周期は、使用する無線設備の種類等により、異なる場合があります)。なお、5W 携帯型だけの無線局については、定期検査の対象外になります。

△ **ご注意** 検査を拒むと、6か月以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます。

3. DSC機能について

DSC機能付きの無線機は、無線局の免許状を取得後、免許状に記載されている海上移動業務識別コード、MMSI(9桁の番号)を無線機に設定する必要があります。MMSIの設定は本製品の取扱説明書を参照してください。DSC機能は遭難や緊急時に、遭難している旨や自船の位置情報を付近の船舶局に自動的に知らせる機能ですので、必ず設定をお願いします。

△ **ご注意** DSC機能の操作は、第二級海上特殊無線技士以上の資格が必要です。

4. 空中線(アンテナ)について

本製品は、25W 据置(固定)型、5W 携帯型とも空中線(アンテナ)を含めて技術基準適合証明を受けた機器です。お使いいただける空中線(アンテナ)は、技術基準適合証明で登録されているものに限られています。技術基準適合証明に登録されていない型式の空中線(アンテナ)を使用すると、電波法違反で罰せられる場合がありますのでご注意ください。

5. 電波利用料について

毎年、納付書が地方総合通信局より郵送されます。金融機関やコンビニエンスストア等でお支払いいただけます。口座振替や電波利用料の前納も可能です。

5 申請書の記載例

3. 無線局免許申請書(1枚目)

① 捺印を押してください。

② (再免許)に取り消し線を引いてください。

③ 提出日を元号で記入してください。

④ 提出先の総合通信局長などを記入してください。

⑤ 申請手数料分の国の収入印紙を貼付します。 ※「消印」、「割印」をしないでください。 ※申請手数料については「電波法関係手数料令」を参照してください。

⑥ 印点を付けてください。

⑦ 各事項を記入します。 代表者の役職(法人の代表取締役や団体の理事長など)および代表者氏名を記入してください。 ※代理人に申請を依頼する場合は、申請者の枠の下にもう1枠作り、代理人に関する必要事項を記入して、委任状を添付してください。

⑧ 住所に都道府県を記載した場合はコード欄の記入は不要です。

⑨ 電波法・放送法に規定する罰金以上の刑の処分歴や免許等の取消歴がない場合、または過去に処分を受けても、それに当たる処分等が終わった日から2年を経過している場合は『無』に印点を付けてください。

無線局免許(再免許)申請書

令和●年●月●日

収入印紙貼付欄

●●総合通信局長 殿

記

1 申請者	住所	都道府県一市区町村コード []
	〒 (-)	
	氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ

2 電波法第5条に規定する欠格事由		<input checked="" type="checkbox"/> 該当
開設しようとする無線局	無線局の種類(法第5条第2項各号)	<input type="checkbox"/> 該当しない
相対的欠格事由	処分歴等(同条第3項)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

3. 無線局免許申請書(2枚目)

① 捺印を押してください。

② 『特定船舶局(MSS)』と開局する局数を記入してください。

③ 船舶名をひらがなで記入してください。

④ 電波利用料の前納を希望する場合は『有』に印点を付け、希望する前納期間に印点を付けてください。

⑤ 法人・団体において、1の記載と同じ場合は印点を付けます。異なる場合は、各事項に記入してください。

3 免許又は再免許に関する事項

① 無線局の種類及び局数	特定船舶局(MSS)●局
② 識別信号	
③ 免許の番号	記入不要
④ 免許の年月日	記入不要
⑤ 希望する免許の有効期間	記入不要
⑥ 備考	

4 電波利用料

① 電波利用料の前納

電波利用料の前納の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
電波利用料の前納に係る期間	<input checked="" type="checkbox"/> 無線局の免許の有効期間まで前納します(電波法第13条第2項に規定する無線局を除く。) <input type="checkbox"/> その他(年)

② 電波利用料納入告知書送付先(法人の場合に限る。)

1の欄と同一のため記載を省略します。

住所	都道府県一市区町村コード []
	〒 (-)
部署名	フリガナ

⑥担当者の所属と氏名を記入してください。(個人の方は氏名のみ)

⑦日中に連絡が取れる連絡先を記入してください。(携帯電話の番号でも可)

⑧電子メールによる連絡を希望する場合は記入してください。

5 申請の内容に関する連絡先	
所属、氏名	フリガナ <input type="text"/> △必須
	<input type="text"/> △必須
電話番号	<input type="text"/> △必須
電子メールアドレス	<input type="text"/> 任意

3. 無線局事項書及び工事設計書(1枚目)

①捺印を押してください。

②開設にシ点を付けてください。

③『MSS』と記入してください。

④『Gコード表等』を参照して、記入してください。

⑤各事項を記入してください。

⑥『常時』と記入してください。

⑦『免許の日』にシ点を付けてください。

⑧『GEN』と記入してください。

⑨レジャー船は『SRD』、漁船は『FSE』と記入してください。(『Gコード表等』を参照)

⑩『MAA』と記入してください。

⑪船舶検査証に記載されている船名を記入してください。

⑫海岸局に加入時にシ点を付けてください。

⑬船名をひらがなで記入してください。

⑭『Gコード表等』を参照して該当するコードを記入してください。

⑮マリーナ/港の名称を記入してください。

⑯『免許の日』と記入してください。

⑰無線従事者免許の資格の略称を記入してください。第一級海上特殊無線技士：海特1 第二級海上特殊無線技士：海特2 第三級海上特殊無線技士：海特3

1枚目	
無線局事項書及び工事設計書	
1 免許の番号	記入不要
2 申請(届出)の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再免許
3 無線局の種類コード	MSS
4 開設、継続開設又は変更を必要とする理由	
5 法人団体個人別	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> 個人
6 住所	都道府県一市区町村コード () 丁目 () 番 () 号 ()
7 氏名又は名称及び代表者氏名	電話番号 () - () - () フリガナ
8 希望する運用許容時間	常時
9 工事落成の予定期日	<input type="checkbox"/> 日付指定: 年 月 日 <input type="checkbox"/> 予備 記入不要 <input type="checkbox"/> 予備免許の日から 月 日までの日
10 運用開始の予定期日	<input checked="" type="checkbox"/> 免許の日 <input type="checkbox"/> 日付指定: 年 月 日以内の日 <input type="checkbox"/> 予備免許の日から 月 日以内の日 <input type="checkbox"/> 免許の日から 月 日以内の日
11 無線局の目的コード	GEN
12 通信事項コード	SRDまたはFSE MAA
13 無線設備の設置場所	フリガナ 船舶又は航空機名
14 通信の相手方	<input checked="" type="checkbox"/> 免許人又は免許人加入団体所属の海岸局 <input type="checkbox"/> 船舶局 <input type="checkbox"/> その他 (港湾通信業務を行う海岸局)
15 識別信号	(MMSI) 記入不要
16 停泊港コード	
17 主たる停泊港又は定置場	
18 船舶又は航空機の所有者	<input checked="" type="checkbox"/> 免許人 <input type="checkbox"/> その他 ()

⑤申請する無線機に該当する欄にシ点を付けてください。

⑥シ点を付けてください。

34 特殊な設備	<input checked="" type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機(超短波帯)(DSR) <input type="checkbox"/> デジタルファックス受信機(和文)(MRN) <input type="checkbox"/> 地上無線航行装置(LRN) <input type="checkbox"/> 衛星無線航行装置(GPS) <input type="checkbox"/> 無線方位測定機(ADF) <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> その他 ()
35 附属装置	<input type="checkbox"/> 選択呼出装置(S) <input type="checkbox"/> 変調信号処理装置(SM) <input type="checkbox"/> データ伝送装置(DT) <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> その他 ()
36 ATIS番号	
37 船舶等識別番号	
38 その他の工事設計	<input checked="" type="checkbox"/> 電波法第3章に規定する条件に合致する。
39 備考	

3. 無線従事者選任届

①捺印を押してください。

②提出先の総合通信局長などを記入してください。

③各事項を記入してください。

④『MSS』と記入して下さい。

⑤船舶検査証に記載されている船名をひらがなで記入してください。

⑥乗船者(無線従事者の資格保持者)の氏名、ふりがなを記入してください。

⑦無線従事者免許証の番号を記入してください。

⑧船舶検査証に記載されている船名をそのまま記入してください。

⑨提出年月日を記入して下さい。

⑩無線従事者免許の資格の略称を記入してください。第一級海上特殊無線技士：海特1 第二級海上特殊無線技士：海特2 第三級海上特殊無線技士：海特3

電波法施行規則第34条の4関係(特例様式)

無線従事者選任届

届出者 郵便番号 住所(電話番号) 氏名

次のとおり無線従事者を選任したので、電波法の第51条規定により届けます。

無線局の種類等	記
無線局の種類	呼出符号等
MSS	
免許の番号	無線設備の設置場所
記入不要	

令和 年 月 日現在

(ふりがな) 氏名	資格 免許証番号	選任年月日	住所
		免許の日	記入不要

3. 無線局事項書及び工事設計書(2枚目)

①捺印を押してください。

②DSC機能付きの無線機の場合はF2Bにシ点を付けてください。

③携帯型5Wの場合は『5』、据置型25Wの場合は『25』と記入してください。

④F3Eにシ点を付けてください。

⑤『6,8-14,16,69,72,73,77』と記入してください。海岸局加入者は、指定のチャンネルも併せて記入してください。

⑥船舶検査証などを参考に記入してください。また、コードに関しては『Gコード表等』も併せてご覧ください。

⑦海岸局に加入している場合は、加入海岸局名を記入して、『加入証明書』を添付してください。

2枚目	
無線局の区分	
20 電波の型式	周波数 空中線電力
<input type="checkbox"/> A3E <input type="checkbox"/> A2D 27MHz 帯 54波	1W
<input type="checkbox"/> A3E <input type="checkbox"/> A2D 40MHz 帯 ()	5W
<input type="checkbox"/> F3E 150MHz 帯 (ch 15-17)	0.5W
<input checked="" type="checkbox"/> F2B 150MHz 帯 (ch 70)	
<input type="checkbox"/> F3E 150MHz 帯 (6.8-14,16,69,72,73,77)	
<input type="checkbox"/> F1D 161.5-162.025MHz 25kHz間隔の周波数 22波	2W
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> PON 9410MHz	kW
<input type="checkbox"/> QON 9350MHz	0.4W
<input type="checkbox"/> PON QON VON 9400MHz	W
<input type="checkbox"/> F1D 161.975MHz 162.025MHz	1W
<input type="checkbox"/> G1B <input type="checkbox"/> 406.025MHz <input type="checkbox"/> 406.028MHz <input type="checkbox"/> 406.031MHz <input type="checkbox"/> 406.037MHz <input type="checkbox"/> 406.04MHz <input type="checkbox"/> 121.5MHz	5W 0.05W
<input type="checkbox"/> A3X	
21 航行区域又は従業制限コード及び航行する海域コード	
22 船舶番号又は漁船登録番号	
23 用途コード	
24 総トン数	
25 信号符号	記入不要
26 旅客定員コード	
27 長さコード	
28 加入海岸局	正加入 準加入

3. 無線局事項書及び工事設計書(3枚目)

①捺印を押してください。

②申請する無線機に該当する欄にシ点を付けてください。

③31製造者名に、『ユニデンホールディングス』と記入してください。

④上図を参照して記入してください。

適合表示無線設備の番号と製造番号の場所

<固定型>
本体の裏面に貼られた銘板を参照してください。

<携帯型>
バッテリーを外し、本体の裏面に貼られた銘板を参照してください。

29 無線局の区分	30 機器の種類	31 製造者名	32 検定番号、適合表示無線設備の番号又は名称	33 製造番号
	固定型の場合 ユニデン UM725G4 ユニデンホールディングス MADE IN VIETNAM	31 製造者名	32 適合表示無線設備の番号 ユニデン UM725G4 ユニデンホールディングス MADE IN VIETNAM	33 製造番号 XXXXXXXXXXXX
	携帯型の場合 ユニデン UM725G4 ユニデンホールディングス MADE IN VIETNAM	31 製造者名	32 適合表示無線設備の番号 ユニデン UM725G4 ユニデンホールディングス MADE IN VIETNAM	33 製造番号 XXXXXXXXXXXX
	<input checked="" type="checkbox"/> 携帯型150MHz 送受信機 (FM) (JP)	ユニデンホールディングス		
	<input type="checkbox"/> 固定型150MHz 送受信機 (FM) (JU)	ユニデンホールディングス		
	<input type="checkbox"/> VHF-DSC交換装置 (VHF)			

6 コード表等

4. 開設を必要とする理由

レジャー船：スポーツ・レジャー船舶の安全かつ円滑な航行の確保のため船舶局の開設を必要とする。
漁船：漁船の安全かつ円滑な航行の確保のため船舶局の開設を必要とする。

12. 通信事項コード

船舶の航行に関する事項(海船用)	MAA	漁業通信に関する事項	FSE
スポーツレジャーに関する事項	SRD	海上運送事業用に関する事項	MCS

16. 停泊港コード

北海道 01	福島県 07	東京都 13	山梨県 19	滋賀県 25	鳥取県 31	香川県 37	熊本県 43
青森県 02	茨城県 08	神奈川県 14	長野県 20	京都府 26	島根県 32	愛媛県 38	大分県 44
岩手県 03	栃木県 09	新潟県 15	岐阜県 21	大阪府 27	岡山県 33	高知県 39	宮崎県 45
宮城県 04	群馬県 10	富山県 16	静岡県 22	兵庫県 28	広島県 34	福岡県 40	鹿児島県 46
秋田県 05	埼玉県 11	石川県 17	愛知県 23	奈良県 29	山口県 35	佐賀県 41	沖縄県 47
山形県 06	千葉県 12	福井県 18	三重県 24	和歌山県 30	徳島県 36	長崎県 42	

20. 通話チャンネルについて

チャンネル	説明
6, 8, 10	すべての船舶(主に航行用)
13	すべての船舶(航行安全通信用) ※海上保安庁の海岸局も含む
69, 72, 73	小型船舶間
9	海上保安庁の海岸局(船舶等も含む)
11, 12, 14	海上保安庁、ポータラジオ等
71, 74, 79	マリーナ、セーリング連盟等レジャー用海岸局
16	一般呼出・応答用(遭難・緊急・安全呼び出し)
77	小型船舶同士、所属海岸局との呼出・応答用
70	DSC呼出専用チャンネル

21. 航行区域又は従業制限コード

平水	HSK	限定近海	KKG	第3種	F3S
沿海	EKK	2時間限定沿海	E2G	小型第1種	FK1
近海	KKK	瀬戸内限定	EKS	小型第2種	FK2
遠洋	EYK	第1種	F1S	なし	NNN
限定沿海	EKG	第2種	F2S		

21. 航行する海域コード

航行する海域コード	各海域の説明
A1	A1 海域：陸上にあるVHF海岸局の通信可能範囲(沿岸20~30海里程度、また日本ではA1海域を設定していません。)
A1, A2	A2 海域：A1海域を除いた中波海岸局の通信可能範囲(150海里程度)
A1, A2, A3	A3 海域：A1, A2海域を除いた静止型衛星の通信可能範囲
A1, A2, A3, A4	A4 海域：A1, A2, A3以外の海域

23. 用途コード

旅客船	PSG	巡視船	PTV	雑船	ZTS
貨客船	PCS	漁船	FSB		
貨物船	CRG	魚貨物船	FCS		
油送船	OLT	レジャー船	LSR		

26. 旅客定員コード

12名以下のもの	空欄	12m未満	S
12名を超え、250名以下のもの	A	12m超え	L
250名を超えるもの	B		

27. 長さコード